

淡海子育て応援団設置要綱

(趣旨)

第1条 地域社会が一体となって、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりを推進するため、子育て家庭を応援する取組を広く事業所に働きかけるとともに、賛同する事業所を、淡海子育て応援団（以下「応援団」という。）として登録し、その取組内容を広報することにより、子育て家庭を社会全体で支援する機運の醸成を図る。

(応援団の取組)

第2条 応援団は、県内に所在する事業所で、当該事業所の店舗等において次に掲げる取組を1つ以上実施するものとする。

- (1) 子育て家庭が経済的に優遇される商品やサービスの開発・提供
- (2) 子育て家庭が利用しやすい設備の整備や付加的サービスの提供
- (3) その他子育て支援に関する取組

(参加申込)

第3条 応援団への登録を希望する事業所は、淡海子育て応援団参加申込書（別紙様式第1号）に必要な書類を添えて県に提出するものとする。

2 県内の市町が第1条の趣旨と同等の目的で事業を実施する場合にあって、事業所が当該市町に対し、前条に規定する取組を実施する内容の必要書類を提出しているときは、前項の規定にかかわらず、その写しの提出をもって替えることができる。

(登録)

第4条 県は、前条の参加申込があった場合において、その内容が第1条の趣旨に照らし適当であると認めるときは、応援団として登録するものとする。

2 県は、前項の参加申込をしたものに対し、登録の適否の結果を文書で通知するものとする。

(変更等の届出)

第5条 応援団として登録された事業所（以下「登録事業所」という。）は、登録した内容を変更し、または中止しようとするときは、速やかに淡海子育て応援団変更（中止）届（別紙様式第2号）を県に提出するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 県は、前条の届出があったときは、必要に応じ登録内容を変更し、その旨を当該事業所へ通知するものとする。

(登録の抹消)

第7条 県は、事業所から提出のあった申請書等に虚偽の記載があるなど、応援団としてふさわしくない事由があると認めるときは、登録を抹消し、その旨を当該事業所に通知するものとする。

(応援団の広報)

第 8 条 県は、ホームページ等の広報媒体を利用し、県民に応援団の取組を広報する。

(庶務)

第 9 条 応援団の庶務は、健康福祉部子ども・青少年局が行う。

(関係団体との協働)

第 10 条 県は、淡海子育て応援団事業の推進にあたっては、滋賀県少子化対策推進県民会議と協働して行うものとする。

付 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 16 日から施行する。